

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年11月1日から同月22日まで縦覧に供する。

平成22年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 北条池地区	坂出市環境経済部農 林水産課
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 浦池地区	丸亀市都市経済部土 地改良課
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 先代池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 馬池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 道上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 西ノ庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下金倉瓢池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 田村池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高津地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 雁又池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西村地区	〃